

(案)

業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の名称 香取市市勢要覧作成業務

2 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

4 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所又は所在地 香取市佐原口2127番地
商号又は名称 香取市
代表者名又は氏名 香取市長 伊藤 友則

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務主任技術者（第2条に定める業務主任技術者をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、指示等を口頭で行うことができる。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務主任技術者)

- 第2条 受注者は、業務の履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、発注者に通知するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務主任技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して、業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(貸与品等)

第8条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場

所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務内容の変更等)

- 第9条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(期間の延長)

- 第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第11条 業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

- 第12条 受注者の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

- 3 発注者の責めに帰する理由により第 14 条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、遅延の日数に応じ、受注者は、未受領金額に年 2.5 パーセントで計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第 13 条 受注者は、業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に成果物がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について修補を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該修補を行い発注者に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については同項の規定を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

第 14 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 15 条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 受注者が前項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者が前項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として第 1 項に規定する追完請

求及び前項に規定する代金減額請求をすることができない。ただし、受注者が引渡し
の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りで
ない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の
指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者
がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しな
かったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき
は、第17条の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第
7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第
7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明
治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したと
き。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合にお
ける前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した
場合に適用する。
- 3 受注者は、前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、業務委託料の10分
の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第16条の2 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの
契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当
する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を
履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行
為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭
和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場
合その他発注者が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定す
る賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求す
ることができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、
賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散

しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 16 条、次条又は第 17 条の 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 17 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第 15 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 17 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）

が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第 19 条又は第 19 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条の 4 第 17 条の 2 各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第 17 条の 2 又は第 17 条の 3 の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合（第 17 条の 3 第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の催告による解除権）

第 19 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 19 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 9 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条の 3 第 19 条又は前条第 1 項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 20 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 21 条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、業務用地等に受注者が所有又は管理する業務材料、業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

4 第 1 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 17 条の 2 又は第 17 条の 3 によるときは発注者が定め、第 17 条、第 19 条又は第 19 条の 2 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第 22 条 受注者は、業務の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第 23 条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(秘密の保持等)

第 24 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(法令遵守)

第 25 条 受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(補 則)

第 26 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。